

東弁の意思決定過程

副会長 高島 希之 (54 期)

主な担当業務：刑事弁護、刑事拘禁、刑事法、死刑廃止、非弁提携、非弁取締、法制、裁判員制度センター、弁護士研修、弁護士倫理、市民窓口、照会請求、日弁連法務研究財団等



本連載も副会長5人目になると重複を避けるのに苦心します。そこで、今回は少し趣向を変えて東京弁護士会の意思決定の過程を見渡しながら、理事者の役割や理事者室の雰囲気をお伝えしたいと思います。

1 総会

当会における最高の意思決定機関は総会です。予算・決算、会員の権利義務にかかわる会則・会規の制定・改正は総会の承認事項です。毎年6月頃に定期総会が開催され、予算と決算、重要人事その他が審議されます。特に予算は、新年度の執行部の活動方針に関する説明と承認という意味をもつため、理事者にとっては年度当初の最重要課題となり、定期総会を無事に終えると一息つくとともに、本格的な活動開始となります。

また、年度内に総会承認事項にあたる重要政策を進める場合には、12月又は翌年3月に臨時総会を開催する必要がありますが、政策の立案・会内での意見聴取と集約などには相応の時間を要するため、定期総会終了後から直ちに着手して間に合うかどうかといったところです。

2 常議員会

総会に次ぐ意思決定機関は常議員会です。総会上程事項、規則の制定・改正、意見書など会としての対外的意思表示といった重要議題は常議員会の承認事項です。毎年2月の選挙で選出された80名の常議員を構成員として毎月1回開催されます。年間の開催日は予定されているため、例えば規則改正や意見書発信などの常議員会承認事項は、どの常議員会での承認を目指すかによって各委員会等の準備スケジュールが逆算して決まっていくのが通常であり、理事者はもちろん、当会の会務全体のペースメーカーのような役割も果たしているといえます。

3 理事者会

毎週1～2回、会長・副会長・監事を構成員として開催される会議体です。常議員会上程事項、日弁連・関弁連・東京三会のほか外部団体との連携、内規等の制定・改正、会長声明等の対外的意思表示など広範な事項について審議、承認します。毎回、午前9時30分から午前中いっぱいの予定がとられていますが、議論が白熱し時間不足で継続審議となることもよくあります。理事者を中心とした少人数の会議であるため、各自の個性がよく出ます。無駄を極力排除して議案に集中する二瓶筆頭副会長、大きな声で明快な立場がブレない町田副会長、論理的なポイントの指摘が的確な廣瀬副会長、困難議案でも明るく元気なムードメーカー福崎副会長、丁寧な説明と用意周到な三枝副会長（+私）がそれぞれの観点から意見を述べて一回りすると、不思議なことに概ね方向性が定まってきます。それでも意見が分かれたときには、全員の考えを聴いた上田会長が意見を述べられます。当会の理事者会は合議制で会長に特別の権限はありませんが（一弁と二弁は大統領制のようなかたちで会長が最終的な決定権を有しているそうです）、これで最終的な方向性が決まるのが通常です。

副会長として会務を担当するに際し、理事者会から常議員会、そして総会へと手続きを進めていくにあたっては、それぞれの構成員や出席者だけでなく、意見照会その他の場面を通じて、例えば各種委員会で専門的に研究・活動している会員、各会派の執行部や会務・政策委員として活動している会員、近年の役員経験者など様々な方々の建設的なご意見に支えられ、東弁の意思決定はそのような「オール東弁」で決まっているということを実感します。